別記「入札説明書」

１　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

２　入札終了後、落札者は、課税事業者又は免税事業者である旨を明記した届出書を提出してください。

３　入札参加者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはなりません。

４　書面参加に移行した場合に、代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出してください。

５　請負代金の額が１３０万円以上の工事については、契約の締結と同時に請負代金額の１０分の１以上の額を保証する次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（４）　公共工事履行保証証券による保証

（５）　履行保証保険契約の締結

６　開札前に天災その他やむを得ない理由を生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがあります。

７　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。書面参加に移行した場合も同様とします。

８　入札者は、書面参加に移行した場合に、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印してください。ただし、入札金額は改めることはできません。

９　電子入札において、入札書受付期間中に入札書が提出されないときは、入札を辞退したものとみなします。

10　次に掲げる入札は、無効とします。ただし、第３号から第６号までの規定は、書面参加に移行した場合にのみ適用します。

（１）　郵送による入札

（２）　他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

（３）　委任状を持参しない代理人のした入札

（４）　記名押印のない入札

（５）　金額数字の不鮮明な入札

（６）　入札書が誤字、脱字などで意思表示が不明瞭なとき

（７）　その他入札に関する条件に違反した入札

11　入札回数は、１回を限度とします。

12　この通知を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合は、開札予定時刻までに、入札辞退届を電子入札システムを使用して提出してください。

13　最低制限価格が設定されている場合は、当該価格より低い入札を行った者は、失格とします。

14　予定価格が公表してあるにもかかわらず、予定価格を超える入札を行った場合、その入札者は失格となります。

15　入札参加者は、当該工事の本工事費内訳書を入札書と同時に提出しなければなりません。提出できない場合は入札に参加することができません。

16　暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者（以下「排除措置対象者」という。）は入札に参加できません。また、入札参加者が排除措置対象者であるかどうかを管轄の警察署に照会する場合があります。

入札閲覧設計書に関する質問について

入札閲覧設計書に関する質問については、入札期間の末日から５日前の１７時１５分までに提出するものとし、それに対する回答は入札期間の末日から４日前の１７時１５分までに行うものとします。

質問書の提出先：鳥取市総務部検査契約課　　電　話：0857-30-8121
ＦＡＸ：0857-20-3948